

掛 川 市 公 告

掛川市農業振興地域整備計画の一部を別紙のとおり変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する第12条第1項の規定に基づき公告し、変更後の掛川市農業振興地域整備計画書を同法第13条第4項で準用する第12条第2項の規定に基づき掛川市役所において縦覧に供します。

令和元年8月15日

掛川市長 松 井 三 郎

別紙

1 農用地区域の変更

掛川市農業振興地域整備計画書の第2の2の(1)の表中「地区記号、区域番号」欄の各項の

| | | |
|---|-----------------------|---|
| { | 「除外する土地」 | } |
| { | 「農用地区域に含めない現況農用地等の土地」 | } |

欄を以下のように変更する。

| | |
|--------------|--|
| 地区記号 区域番号 | {「除外する土地」 「農用地区域に含めない現況農用地等の土地」} 欄の変更事項 |
| | |

2 用途区分の変更

掛川市農業振興地域整備計画書の第2の2の(2)の表中「地区記号、区域番号」欄の各項の「用途区分」欄を下表のように変更する。

| 地区記号 区域番号 | 「用途区分」欄の変更事項 |
|--------------|--|
| G-1 | 次の土地の農業上の用途区分を畑から農業用施設用地に変更する。 浜野字久保 2711 番の一部 |
| F-4 | 次の土地の農業上の用途区分を畑から農業用施設用地に変更する。 下土方字久保田 4390 番 8 |